

# ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に 27物質が追加されます

**労働安全衛生法施行令などが改正されました**  
平成29年3月1日施行（※）

亜硝酸イソブチルなど27の化学物質（裏面参照）について、労働安全衛生法施行令別表第9に追加され、以下の3点が**義務付けられます**

- ☑ **事業所における【リスクアセスメントの実施】**
- ☑ **譲渡提供時の【安全データシート（SDS）の提供】**
- ☑ **譲渡提供時の【容器等へのラベル表示】**

※ 施行日に現に存在するものについては、ラベル表示の義務は平成29年8月31日まで適用されません。

## 化学物質を**出荷する事業所**では・・・

- ◆ これらの化学物質を他へ譲渡提供する際には、**安全データシート（SDS）を提供**するとともに、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などを**ラベル表示する**必要があります。
- ◆ SDS等の情報等を基に、製造取扱い業務について**リスクアセスメントを実施**しましょう。

## 化学物質を**取り扱う事業所**では・・・

- ◆ これらの化学物質は、洗浄剤、塗料、接着剤など、日ごろ化学物質を意識していないものにも含まれています。
- ◆ 容器等の**ラベルに危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）のついている製品については**、メーカー等から提供される**安全データシート（SDS）を確認**し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメントを実施**しましょう。

今回追加された物質は、どのように扱えば安全であるかが明らかになっている物質です。SDS交付等の対象となったことを理由に、安易に有害性の不明確な物質への代替化を図ることは、かえって職場のリスクを増大させる場合があります。危険有害性の程度に応じ、適切に管理して使用するようしましょう。

# 追加される物質

該当物質の含有率が裾切値未満のものは対象となりません

物質名	CAS番号	裾切値	
		ラベルの表示	SDS（通知） リスクアセスメント
亜硝酸イソブチル	542-56-3	1%未満	0.1%未満
アセチルアセトン	123-54-6	1%未満	1%未満
アルミニウム	7429-90-5	1%未満	1%未満
エチレン	74-85-1	1%未満	1%未満
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	112-07-2	1%未満	0.1%未満
クロロ酢酸	79-11-8	1%未満	1%未満
0-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O'O"-ジエチル=ホスホチオアート	56-72-4	1%未満	1%未満
三弗化アルミニウム	7784-18-1	1%未満	0.1%未満
N, N-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1%未満	1%未満
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1%未満	1%未満
ジクロロ酢酸	79-43-6	1%未満	0.1%未満
ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート（別名DEP）	52-68-6	1%未満	0.1%未満
水素化ビス（2-メトキシエトキシ）アルミニウムナトリウム	22722-98-1	1%未満	1%未満
テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1%未満	0.1%未満
N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	1%未満	0.1%未満
ブテン	25167-67-3 107-01-7 590-18-1 624-64-6 106-98-9 115-11-7	1%未満	1%未満
プロピオンアルデヒド	123-38-6	1%未満	1%未満
プロペン	115-07-1	1%未満	1%未満
1-ブロモプロパン	106-94-5	1%未満	0.1%未満
3-ブロモ-1-プロペン（別名臭化アリル）	106-95-6	1%未満	1%未満
ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	13775-53-6	1%未満	1%未満
ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1%未満	1%未満
ペルフルオロオクタン酸	335-67-1	0.3%未満	0.1%未満
メチルナフタレン	90-12-0 91-57-6	1%未満	1%未満
2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	1%未満	0.1%未満
N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1%未満	0.1%未満
沃化物	7681-11-0 他	1%未満	1%未満